シンドラー社製エレベーターに係る安全対策について

１．趣旨

社会資本整備審議会昇降機等事故調査部会から公表された「石川県内エレベーター戸開走行事故調査中間報告書」を受けて、中間報告書に付された意見に沿っての安全対策を実施するため、必要な事項を都道府県を通じ特定行政庁に通知する。

２．対象とするエレベーター

・シンドラー社製のW型の巻上機を有するエレベーター（５５７台）
（巻上機の型番がW140,W140N,W140NE,W163,W200,W250）

３．安全対策の内容

・特定行政庁は、所有者等に対し戸開走行保護装置の速やかな設置を指導し、改修計画の提出を求める。
・特定行政庁は、所有者等に対し建築基準法第１２条第５項の規定に基づき、ブレーキに関する検査を１ケ月毎に実施させ、その検査結果の報告を求める。国土交通省において所要の改正を行った後、定期検査に移行する。

４．検査項目の内容

・シンドラー社のブレーキ取扱説明書と国内大手５社の取扱説明書をもとに、ブレーキの保守･点検に必要な事項についてW型巻上機固有の事項と一般的な事項を分析し、専門家による技術的検討を経て、１２事項の詳細な検査事項、方法、判定基準を定めた。
・検査事項

・油の付着の状況	・摩耗の状況
・取付けの状況	・ブレーキライニングの厚さの状況
・ブレーキ構成機器の作動状況	・ブレーキスプリングの寸法の状況
・ブレーキ開放能力の状況	・ブレーキ制動の状況
・ブレーキ供給電圧の状況	・ブレーキスイッチの状況
・ブレーキ引きずりの状況	・ブレーキ摩耗検出装置の状況

５．検査実施時期

・原則として、平成25年4月から実施

６．その他

・国土交通省の指導に応じ、シンドラー社は検査マニュアルの整備及びブレーキの検査･保守･調整研修を実施中。